

第三次みえ県有財産利活用方針の概要

「みえ公共施設等総合管理基本方針」を踏まえ、長期的な視点に立って県有財産の『適切な配置と規模』を達成していく必要がある

「第三次三重県行財政改革取組」を踏まえ、県財政の健全化に向けて『多様な歳入確保策の推進』に取り組む必要がある

土地：総面積 2,098 万㎡のうち、未利用地約 19 万㎡
建物：総延べ面積 222 万㎡のうち、未利用状態約 2 万㎡

第三次みえ県有財産利活用方針（取組期間 令和2年度～令和5年度）

財産管理の視点

財産保有の視点

財産活用の視点

○適正な財産管理と適切な配置・規模をめざす仕組みの構築
（PDCAサイクル構築による適正な財産管理と未利用財産の利活用促進）

○具体的な取組

【財産管理の最適化】

■適正な財産管理と自己点検

所管する県有財産の管理・手続等を適正に行うとともに、自己点検を通じて保有の妥当性や利活用の可能性について適切な検証を行う。

【財産保有の最適化】

■適切な配置と規模を見据えた有効活用

保有する財産が長期的な視点で適切な配置と規模になるよう配置転換や統廃合、複合化、他用途転用、所管替えなどを実施する。

【財産活用の最適化】

■歳入確保に向けた有効活用

- ・未利用財産の売却に向けた取組
- ・貸付による有効活用
- ・県有財産を活用した広告事業等
- ・民間活力を活かした有効活用

【推進体制】 公共施設等総合管理推進会議